

「利用者のしおり」

(移動支援サービス)

<利用者>

利用者氏名： _____ 様

利用者住所： 観音寺市 _____

電話 () _____ FAX () _____

<サービス提供事業者>

事業所名：社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会
(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援)

所在地：香川県観音寺市坂本町一丁目1番6号

指定事業所番号：3712013048

連絡先：電話 0875(57)5153

FAX 0875(25)7790

- この「利用者のしおり」は、当事業所を利用していただくにあたって、理解していただく必要のある、サービス内容や料金などについて説明してあります。
- 不明な点についてはサービス提供責任者におたずね下さい。

1. サービスの内容

- 当事業所は、《観音寺市障害者等移動支援事業実施要綱》に基づく事業者として、移動支援サービスを実施しています。
- 移動支援サービスとは、利用者の方が社会生活を送る上で欠かすことのできない外出や余暇活動等において、必要とする社会参加のための外出の際に移動を支援するサービスです。

2. 移動支援サービス計画

- 1.のサービスの中で、ホームヘルパーがどのようなことを、いつ、何時間くらい援助するかは利用者と相談し、同意のうえで移動支援サービス計画を定めます。
- 「移動支援サービス計画」は、ホームヘルプサービスの実施に関する利用者と当事業所の間のお約束です。
- 「移動支援サービス計画」は、利用者の申し出により、いつでも見直すことができます。曜日や時間を変更したいときには、担当ホームヘルパーやサービス提供責任者にご相談ください。
- 「支給量」を超えるサービス変更のときには、観音寺市に対して支給量の変更申請をすることが必要になる場合があります。（「支給量」については 3.を参照）

3. サービスの支給量

- 「移動支援サービス計画」では、観音寺市が決定した「支給量」の範囲内でサービスの計画を立てます。「支給量」は、観音寺市から給付費の受給者に対して発行される「地域生活支援事業利用者証」に記載されています。

4. サービスの利用料金

(1) 給付費対象サービスに関する利用者負担額

- 移動支援サービスのとおりサービスを利用する場合、1カ月あたりの利用者負担額は次のとおりになります。

1人1回あたりの費用	
30分まで	1,500円
1時間まで	3,000円
以後30分につき	1,000円

利用者負担分としてサービス料金の1割をお支払いいただきます。

※ サービスの変更や取り消し、追加などがあつた場合には、利用者負担額も変わります。

※ 利用者負担に関する月額上限は、所得に応じて設定され、それ以上の負担の必要はありません。利用者負担上限額は『地域生活支援事業利用者証』に記載されています。

(2) 給付費対象外サービスに関する実費負担額

○ 通常営業地域以外の地域の場合の交通費

① 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル未満は200円とする。

② 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道おおむね5キロメートル以上は1キロメートルを増すごとに20円を加算する。

○ 公共交通機関を利用した場合については、ヘルパーの交通費も負担していただきます。

(3) 利用料金の支払い方法

○ 料金・費用は1カ月ごとに計算し、利用の翌月にご請求いたしますので、月末までにお支払いください。(現金集金となっております。)

5. 利用について分からないことがあるとき、困ったときには・・・

サービスを利用していて分からないことや、困ったことが起きたら、担当ホームヘルパー、サービス提供責任者、もしくは観音寺市社協お客様相談窓口にご相談ください。

○ 急に都合が悪くなってキャンセルしたいときには

体調不良等、都合が悪くなったときには、利用予定日前日の17:15まで(土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日を除く)に電話でご連絡ください。この時間以降でも、都合が悪くなったときには、必ずサービス提供責任者まで、ご連絡ください。

利用予定日前日までに連絡がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない場合に限り取消料はいただきません。

利用予定時間までに申し出があつた場合	無料
利用予定時間までに申し出がなかつた場合	600円

○サービスの内容や曜日、時間などを変更したいときには

「移動支援サービス計画」を変更することができます。
詳しくは、サービス提供責任者にお問い合わせください。

○ホームヘルパーのことやサービスなどについてご不満があるとき、意見や要望を言いたいときには⇒お客様相談窓口にご連絡ください。

お客様相談窓口：社会福祉法人 観音寺市社会福祉協議会

(苦情解決窓口)

電話：0875(25)7773

FAX：0875(25)7736

担当者：鈴木 正美

○行政機関、その他苦情受付機関

観音寺市役所 健康福祉部社会福祉課 障がい者福祉係	所在地：観音寺市坂本町一丁目1番1号 電話番号：0875(23)3963 受付時間：8:30~17:00
香川県社会福祉協議会 (運営適正化委員会)	所在地：香川県高松市番町1-10-35 電話番号：087(861)0545 受付時間：8:30~17:00

○そのほかサービス内容や利用方法、利用料の支払いの手続き等が分からないとき、困ったときは ⇒ 担当ホームヘルパーもしくは、サービス提供責任者にご連絡ください。